

# 所得税

## 申告の必要人は：

所得税は、1月1日から12月31日までの1年間に得た所得にかかる税金です。申告の必要人は：

- ① 給与の年収が2千万円を超える人
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人
- ③ 2カ所以上から給与を受けている人
- ④ 退職所得のある人
- ⑤ 退職所得については、その支払いを受ける際の源泉徴収の段階では、特別減税の適用がありません。
- ⑥ このため、退職所得から源泉徴収される所得税について、特別減税の適用を受けるためには、その退職所得を含めて確定申告をする必要があります。

## 市県民税・所得税の諸控除一覧表

控除種目	市県民税	所得税	
雑損控除	損失額のうち総所得金額の10%を超える金額と損失額に含まれる災害関連支出額のうち5万円を超える金額とのどちらか多い方の金額		
医療費控除	医療費の支出額－(所得の5%か10万円とのいずれか少ない金額) (最高限度額200万円)		
社会保険料控除	支払った全額		
小規模企業共済等掛金控除	支払った全額		
生命保険料控除 (両方ある場合)	限度額	(同左限度額)	
一般生命保険	70,000円	100,000円	
個人年金保険	(限度額) 35,000円	(限度額) 50,000円	
損害保険料控除 (両方ある場合)	限度額	(同左限度額)	
長期損害保険	10,000円	15,000円	
短期損害保険	(限度額) 10,000円	(限度額) 15,000円	
寄附金控除	寄附金の合計額(総所得金額等の合計額の25%を上限)－10万円 ※	寄附金の合計額(総所得金額等の合計額の25%を上限)－1万円 ※	
障害者控除 (一般障害)	260,000円	270,000円	
〃 (特別障害)	280,000円	350,000円	
老年者控除	480,000円	500,000円	
寡婦控除 (一般寡婦)	260,000円	270,000円	
〃 (特別寡婦)	300,000円	350,000円	
寡夫・勤労学生控除	260,000円	270,000円	
配偶者控除	一般同居特別障害者	540,000円	680,000円
	配偶者 上記以外	330,000円	380,000円
老人控除	同居特別障害者	590,000円	780,000円
	配偶者 上記以外	380,000円	480,000円
配偶者特別控除	(限度額) 330,000円	(限度額) 380,000円	
扶養控除	一般同居特別障害者	540,000円	680,000円
	扶養 上記以外	330,000円	380,000円
老人扶養控除	同居特別障害者	620,000円	830,000円
	扶養 上記以外	410,000円	530,000円
基礎控除	同居老親等以外	590,000円	780,000円
	同居特別障害者 上記以外	380,000円	480,000円
基礎控除	同居老親等	660,000円	880,000円
	同居特別障害者 上記以外	450,000円	580,000円
白色事業専従者控除	配偶者 上記以外 (限度額) 860,000円	(限度額) 860,000円	
	(限度額) 500,000円	(限度額) 500,000円	

※市県民税における寄附金控除の対象となるものは、都道府県、市町村、または住所地の県共同募金会または日本赤十字社への寄附金です。

### 注意事項

・白色申告者で事業所得、不動産所得や山林所得がある人は、確定申告書に収支内訳書の添付が必要で  
す。

・不動産所得を申告される人で、必要経費として固定資産税を算入される人は、毎年5月中旬に送付した第1期分の固定資産税・都市計画税納税通知書に、一筆・一棟ごとの課税資産明細書が添付してありますので、ご利用ください。

・確定申告をした人は、市県民税や事業税の申告をする必要はありません。ただし、この場合は確定申告書の「住民税、事業税に関する事項」欄に、該当事項を必ず記入してください。

・申告書は説明書をよく読んで自分で書きましょう。また税務署から確定申告についてのハガキが届きましたら、書類をそろえて指定日にお出かけください。

### 税務署職員が納税相談

豊橋税務署職員が、前頁表の日程で納税相談や確定申告記帳指導を行います。日程に合わせて申告会場(蒲郡市民体育センター)へお出かけください。

特に、土地や建物等を売却した場合の譲渡所得の納税相談は、**◎**表示の日程を確認の上お出かけください。